

・安全週間
・衛生週間
・化学物質規制(法改正)



専務	職員
大倉	近内

福島労基発 0206 第2号
令和5年2月6日

公益社団法人須賀川労働基準協会長 殿

福島労働局労働基準部長



自発的な安全衛生対策の取組を促進するための周知等に係る協力のお願いについて

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、労働災害の防止に関する様々な課題に総合的に対応するため、現在、令和5年度を初年度とする5か年計画「第14次労働災害防止計画」の策定を進めており、その中で、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」を同計画の重点事項の一つとすることが検討されているところです。

自発的な安全衛生対策の取組を促進させるためには、こうした取組が、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知し、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備を進めていくことが必要であることから、福島労働局としては、上記5か年計画の初年度から、関係団体と連携し、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について積極的に周知啓発を図ることとしております。

つきましては、貴会におかれましても、上記の趣旨をご理解いただき、引き続き会員事業場等に対する周知啓発についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、貴会における令和5年度の活動計画を策定されるに当たっては、上記周知啓発の促進のため、下記の各事項の実施についてご検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 全国安全週間（準備期間を含む）における取組について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意しつつ、同週間に、以下の事項に取り組むこと

Ⓐ 広報媒体を通じた広報の実施

貴会の機関誌等に、安全週間にに関する記事の掲載をお願いします。

Ⓑ 会員事業場等に対する安全パトロールの実施

事前にプレスリリースを行い、記者がパトロールに同行して取材することも受け入れるなど、広報による波及効果に配慮いただくこともご検討願います。

なお、労働局又は労働基準監督署の職員と合同で実施することも可能ですので、事前にご相談ください。

(ウ) 会員事業場等を対象とした安全講習会の開催

労働局又は労働基準監督署の職員を講師として派遣することも可能ですので、事前にご相談ください。

エ 会員事業場等が実施する安全週間に関する取組についての指導

オ その他「全国安全週間」にふさわしい行事等の実施

2 全国労働衛生週間（準備期間を含む）における取組について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意しつつ、同週間に、以下の事項に取り組むこと

基本的に安全週間と同じ

ア 広報媒体を通じた広報の実施

貴会の機関誌等に、労働衛生週間にに関する記事の掲載をお願いします。

イ 会員事業場等を対象とした労働衛生講習会の開催

労働局又は労働基準監督署の職員を講師として派遣することも可能ですので、事前にご相談ください。

ウ 会員事業場等が実施する労働衛生週間にに関する取組についての指導

エ その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等の実施

3 新たな化学物質規制に関する周知啓発について

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の改正は、既に施行されているものを除き、令和5年4月1日又は令和6年4月1日に施行されることとなっております。

今般の改正は、自律的な管理を基本とする仕組みを定めるなど、今後の化学物質管理に大きな変化をもたらす重要な改正であり、しかも、化学物質を製造する事業場だけでなく、同物質を取り扱う事業場や同物質を譲渡提供する事業場にも関係する内容であることから、会員事業場等の皆様にも広く周知する必要があるものと考えております。

つきましては、令和5年度のできるだけ早い時期に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意しつつ、会員事業場等を対象とした説明会を計画・実施いただきますようお願いいたします。

なお、労働局又は労働基準監督署の職員を講師として派遣することも可能ですので、事前にご相談ください。